

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

- 一 管理又は監督の地位にある職員に支給される俸給の特別調整額を改めること。（別表第四関係）
- 二 国の行政機関の内部部局の業務等に従事する職員に支給される本府省業務調整手当の支給月額を改めること。（別表第四の二関係）
- 三 この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の別表第四及び別表第四の二の規定は、平成二十八年四月一日から適用すること。（附則関係）